

令和6年度第1回千葉市障害者差別解消支援部会議事録

1 日時 令和7年3月7日（金曜日）午後8時30分～午後9時00分

2 場所 千葉市役所1階 正庁

3 出席者

（委員）初芝部会長、高梨職務代理、大濱委員、菊池委員、坂本委員、松浦委員、白井委員、成田委員、野崎委員

（事務局）高石高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、薄田障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長 他2名

計15名

4 議題

（1）障害者差別に関する相談対応状況について

（2）その他

5 議事の概要

（1）障害者差別に関する相談対応状況について
事務局より説明の後、質疑応答が行われた。

（2）その他

6 会議経過 別紙のとおり

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは、ただいまから、令和6年度第1回障害者差別解消支援部会を始めさせていただきます。

引き続き、司会進行を務めさせていただきます、障害者自立支援課 課長補佐の翠川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、「次第」、続いて「座席表」、「委員名簿」、資料1といたしまして、「障害者差別に関する相談対応状況について」、資料2といたしまして、「障害者差別に関する相談事例について」が「資料2-1」と「資料2-2」と「資料2-3」がそれぞれ1部、資料3といたしまして、「障害者差別解消法の一部を改正する法律の概要」をお配りしております。お手元に揃っておりますでしょうか。

さて、委員の皆様につきましては、お手元の「委員名簿」をご確認いただくこととし、お一人ずつのご紹介は控えさせていただきます。

続きまして、事務局の職員の紹介につきましても、お手元の「座席表」にてご確認ください、紹介は省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、委員11名中、9名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第8条第7項で準用する第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。議事の進行について、初芝（はつしば）会長お願いいたします。

(初芝部会長) それでは、「次第」に沿って進めさせていただきます。議題の(1)「障害者差別に関する相談対応状況について」です。事務局から説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の挨拶でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に沿って説明させていただきます。

まず、お手元の資料1「障害者差別に関する相談対応状況について」をご覧ください。資料のとおり、まず、令和5年度の件数は合計15件でした。区分といたしましては、「交通機関に関する相談」が1件、「建物・施設に関する相談」が3件、「商品・サービスに関する相談」が5件、「労働者の雇用に関する相談」が2件、「その他」が4件となっております。

令和6年度の4月から12月までの相談対応状況ですが、相談件数は全部で7件でした。区分といたしましては、「建物・施設に関する相談」が2件、「福祉サービスに関する相談」が1件、「医療に関する相談」が1件、「労働者の雇用に関する相談」が1件、「市職員に関する相談」が2件となっております。

本年度、資料1表右側の対応状況の取扱いとして、事業者等への確認を行ったものを「事業者への確認」、相談者からの相談のみで終わったものを「相談のみ」、事業者と相談者の間で何度か市を介して調整を行ったものを「調停・斡旋」として計上しております。

以上、結果の報告となります。それでは続きまして、「障害者差別に関する相談事例」について、説明させていただきます。今回は3件相談事例を御用意してまいりました。まずは資料2-1をご覧ください。

相談者は精神障害のある男性で、看護師として医療機関に勤務中の方です。勤務先には当初障害のあることを申告しないで採用され、その後通勤手当の手続で精神保健福祉手帳が医療機関側に把握されたものです。本人の申立によると、障害があることが把握されたことで、深夜勤務のシフトから外され、業務習熟度にかかるチェックリストを渡されて、夜勤勤務の条件とされたということでした。同時期に採用された看護師は夜勤に入っているため差別であるとして相談したというものです。

医療機関へ当方から確認したところ、夜勤をさせない理由は業務の習熟度が足りないということで、障害の有無を理由に不当に差別的な取り扱いをしているものではないということでした。ただ、チェックリストの項目が相談者の勤務状況としてそもそも該当しないものもあり不公平な点もあったため、調整するとのことでした。相談者へは、医療機関の回答を伝え、障害者差別には該当しない旨伝えたと、個人的には納得できないが、差別でないとする判断には理解が出来るということで対応を終了されたものです。

次に、資料2-2をご覧ください。

相談者は市内のスポーツ施設で大会を運営していた管理責任者からで、これは事業主からの相談となります。

大会を開催したスポーツ施設で大会関係者用の駐車場を許可なく使用している車両があり、ボランティアが大会関係者でないことを確認し退場してもらったが、後日その車両の利用者がストマのある身体障害者でバリアフリートイレを使用したかったが、追い出されたことは障害者差別に当たると言われたということでした。当該障害者に当課から確認したところ、ボランティアに自身が障害者であることを申し出ていなかったということで、配慮を受けられていないことが分かりました。ストマ使用者であることを伝えればトイレを使用できたかもしれないが、大会関係者でないことを伝えた時点で退場するようにボランティアから指示され、怒りを覚えたため対応出来なかったということでした。

相談者にその旨報告すると、大会の運営上、防犯管理を徹底する必要があったため、細やかな聞き取りが欠けていたかもしれず、障害者の方に連絡し謝罪するとのことでした。結果両者和解し、スポーツ大会運営者に対しては、当課より障害者差別解消法の概要説明し、普及啓発を行うことで対応終了としたものです。

続きまして、資料2-3をご覧ください。

相談者は身体障害のある女性の方です。この方は、長時間の自力歩行が困難の為、外出する際には車いすを利用しています。市内の医療機関を外来受診したところ、職員から車いす利用はできないと受診を拒否された。その理由として、院内のスペースが非常に狭いので、車いすを利用したままでは診察に入ることができないということでした。相談者から職員が支えてくれれば少しの距離は歩行できると伝えましたが、対応してもらえなかったため、合理的配慮を受けられなかったということでした。

当課から医療機関に確認したところ、このことは事実であるということでした。歩行

介助を拒否した理由は、介助のノウハウが無いため、相談者にけがをさせてしまうリスクがあるため、対応出来なかったということです。当課から不当に差別的な取り扱いとなるので、過重な負担とならない範囲での対応を依頼し、相談者に対して、対応を伝えたところ、相談者から医療機関と相談する旨回答がありました。その後相談者から連絡があり、医療機関と相談の上、ヘルパー同行の上受診することとなったということで、対応終結としたものです。以上、2つの事例を紹介いたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

(初芝部会長) ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますか。どうぞ。

(高梨委員) 私は千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会の委員も務めていますが、今回の事例の対応は適切に判断されていると思います。県の立場から感謝します。お伺いしたいのは、千葉県の場合だと、その事案が差別に当たるのかどうか、申し立てが上がってきたところで委員の合議制で判断をしているが、千葉市の場合はどうのように判断しているのかということがひとつ、またふたつ目として、千葉県では行政機関が申立ての相手方になるケースが増えてきているが、千葉市ではそういう事案が発生した時にどのように処理しているのかお伺いしたい。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。まず1点目の市の対応の体制についてですが、我々は課の中で、管理職と担当で判断しており、エスカレートするような事例であれば、部長、局長に判断を仰ぐなどして対応しております。2つ目の行政機関、他の課や窓口で申し出があった場合、対応要領を各所属長へ研修を行う等の対応をしていますので、基本的にはまず各所管課で検討して対応していただいておりますが、当課に相談があれば、助言を行い、市民への対応は所管課が引き続き行うものとなります。いずれの場合も我々の部署だけで判断が難しいものは、県の広域相談員にも助言をいただき、それをもって対応しています。

(高梨委員) 有難うございました。千葉県の場合は条例が別にありますので、市の機関で処理が出来ないなら積極的に県の条例を活用していただけたらよろしいかと思います。

(初芝部会長) 資料1の商品・サービスに関する相談とはどのようなものか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課です。接遇ですとか、サービスに係るお役様対応というものになります。今回の事例の3例目についても、商品・サービスのカテゴリーに近いものという見方もできるかもしれません。

(初芝部会長) 最近詐欺が増えているので、そのようなものかと思いました。分かりました。その他意見のある方はいますか。よろしいですか。それでは議題の(1)を終わります。次に議題の(2)その他について何かありますでしょうか。どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課です。長くなりまして申し訳ございません

んが、おつきあいください。その他でございますが、資料3に、この令和6年4月に昨年4月に改正法施行されたことに対する本市の対応の内容を書いております。まず啓発リーフレットの作成配布等を行いました。これは令和6年3月に作成しましたが、差別解消法の施行時、平成28年度に作ったものを少し改訂し、一部改正があったことを書いたものでございます。これ公共施設等に配架、ホームページ掲載等をするほか、今日ご欠席なさってますけど古沢委員もいらっしゃいます民生委員さんの方々に、協議会を通じまして、全民生委員、児童委員に、ちょうど今、配布を終えるところでございます。少し遅くなってしまったのですが、いわゆる身近な委員さんの皆様にご理解いただいて、少しでも我々のところに声が届くようにと思って。配付をさせていただいております。

あと2つ目に障害者差別解消法に係る講演会でございます。身体障害者連合会様のご協力をいただきまして、8月29日にハーモニープラザで開催しておりまして、本日残念ながらご欠席ですが、千葉県弁護士会の佐久間水月先生に講演をお願いしました。

3つ目としましてその他でございますが、本日ご出席いただいております松浦委員も所属されております商工会議所様にご協力いただきまして、昨年5月の総会におきまして、少しお時間をいただき、会員の皆様に、改正障害者差別解消法が4月から施行になりますということで周知をさせていただいております。あと、市の所属長研修を毎年度行っておるんですが、いつもは障害者差別解消法に係る本市職員の対応要領について研修をしているのですが、民間事業者へも法定義務化されることを踏まえまして、その民間事業者が管理するような市の指定管理者の施設の指導、或いは許認可をとっている事業者につきましてはその事業者への助言につきましても、対応してくださいということで、呼びかけをしたところでございます。次のページにつけておりますが、こちらも身体障害者連合会を中心に、各団体の皆様の協力をいただいて、障害者週間の12月の福祉大会というものを開催しておりまして、このチラシの中に、障害のある方や、ご家族の方からしていただいであれしかったことを前向きにご紹介して、より障害のある方も無い方も助け合っているような、そういった趣旨で紹介をしていたところでございます。こういった取り組みを通じまして、引き続き差別解消に努めて参りますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

(初芝部会長) どうもありがとうございました。それでは以上で本日予定されていた議題はすべて終了いたしました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び部会長にご一任願います。

これをもちまして、令和6年度第1回障害者差別解消支援部会を終了いたします。お疲れ様でした。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 委員の皆様、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。お忘れ物のないよう、今一度、ご確認ください。本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。